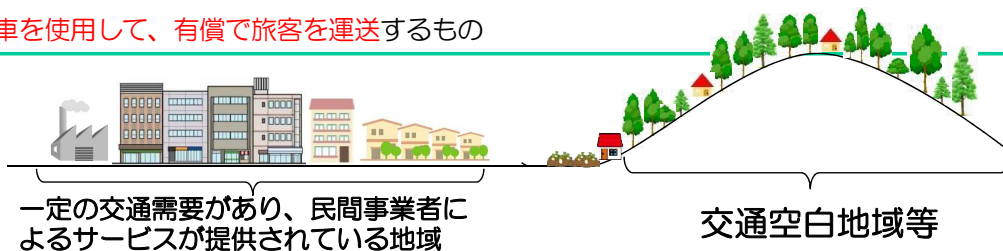


自家用有償旅客運送制度について

中国運輸局山口運輸支局

自家用有償旅客運送制度とは

バス・タクシーによるサービスが提供されない地域において、**地域の関係者の合意に基づき、国の登録を受けて、自家用自動車を使用して、有償で旅客を運送するもの**



緑ナンバー

路線バス・タクシー

バス事業者・タクシー事業者が高密度の輸送サービスを実施



コミュニティバス

地方自治体が自ら又はバス事業者へ運行を委託して、住民等を輸送



福祉タクシー

タクシー事業者が身体障害者等の移動制約者の輸送を目的としてサービスを実施



白ナンバー

地域住民のための自家用有償旅客運送

(市町村運営有償運送(交通空白)、公共交通空白地有償運送)

交通空白地域において、住民の移動手段の確保を目的として、**地域の関係者の合意に基づき、市町村やNPO等が自家用自動車を使用して、有償で旅客を運送**



身体障害者等のための自家用有償旅客運送

(市町村運営有償運送(福祉)、福祉有償運送)

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、**地域の関係者の合意に基づき、市町村やNPO等が自家用自動車を使用して、有償で旅客を運送**



（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

1. 災害のため緊急を要するとき

2. 自家用有償旅客運送を行うとき

◎ 市町村が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき

（1）市町村運営有償運送（交通空白輸送・市町村福祉輸送）

市町村が専ら当該市町村の区域内で住民の生活交通を確保するため自ら行う運送

◎ 特定非営利活動法人等が、市町村の区域内の住民の運送を行うとき

（2）公共交通空白地有償運送

特定非営利活動法人等が、過疎地域その他これに類する地域において行う当該地域内の住民等がその地域内で日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて、名簿に記載されている者及び同伴者の輸送。

（3）福祉有償運送

特定非営利活動法人等が定員11人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて、名簿に記載されているもの及びその付添人の運送

身体障害者、介護保険法の要介護者・要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

特定非営利活動法人・公益法人・認可地縁団体・農業協同組合・消費生活協同組合・医療法人・社会福祉法人・商工会議所・商工会、権利能力なき社団

運輸支局等の登録が必要

3. 公共の福祉を確保するためやむをえないとき

- ・自らの施設への送迎（幼稚園・学校等）
- ・4条（福祉輸送限定）又は43条（特定）と契約するヘルパー等による運送

運輸支局の許可が必要



1. 市町村運営有償運送 施行規則・通達・公示

<交通空白輸送>

過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、乗合バス事業によっては住民の生活の足を確保することが困難となっている場合において、住民の足の確保を行う輸送



市町村が、専らその区域内で、住民の生活交通を確保するため自ら行う輸送

市町村が主宰する地域公共交通会議（地域協議会の分科会も含む）の合意が必要

旅客の範囲

- 当該市町村に在住する住民及びその親族、当該市町村に日常の用務を有する者
- 当該市町村長が必要と認める場合は、当該区域への来訪者等

路線

- 路線（起終点・経由地）
- デマンド運行部分（基軸路線または地区を定める）

使用車両

市町村名義（リース可）

バス

普通車（移動制約者の移動を容易にするもの含む）

軽可

輸送の安全・旅客の利便確保

すべての事業所で運行管理の責任者必要
運行前の安全運転のための確認は対面で実施する。代行者選任可

運転者の要件

- 2種免許が有効な者
- 1種免許2年間停止でない者で、大臣認定講習受講者
- ※人身事故等には適性診断を受診
- ※ 運行委託も同様の資格

運行管理の責任者の資格

- バス1両・その他5両以上の場合、次に該当する者
- 旅客運行管理者資格者証所持
- 運行管理者基礎講習修了
- 安全運転管理者の資格
- 運行管理の実務1年以上の経験
- ※全事業所で運行管理体制の整備

対価設定の考え方

- 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内
- 合理的な方法により定められ
- 旅客にとって明確であること。

対価を事務所に掲示

撤退前のバス運賃等参考に出来る

安全運転のための確認の実施記録

乗務記録
事故記録

運転者台帳
苦情処理簿

車内掲示
（運送者名称、運転者氏名、自動車登録番号、対価）

車両表示の実施
（名称・「有償運送車両」・登録番号）登録証の写しを備置

整備管理・事故・苦情処理体制の整備

損害賠償措置

運輸支局への報告

輸送実績報告 ※年1回

事故報告 ※その都度



1. 市町村運営有償運送 施行規則・通達・公示

<市町村福祉輸送> (住民のうち身体障害者等の会員に限定した輸送であって、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送)

市町村が、専らその区域内で、住民の生活交通を確保するため自ら行う輸送
 市町村が主宰する地域公共交通会議（地域協議会の分科会も含む）の合意が必要

旅客の範囲
 当該市町村の住民であって当該市町村において移動制約者と考えられるものであって市町村に事前に会員登録を行った者。（当該市町村長が必要と認める場合は、当該区域への来訪者（移動制約者）等も含む）

使用車両
 市町村名義（リース可）
 寝台・車いす・兼用・回転シート 軽可
 セダン等（貨物用途×） バス×

対価設定の考え方
 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内
 合理的な方法により定められ
 旅客にとって明確であること。
対価を事務所に掲示
対価の提示と説明
 対価について一般タクシー運賃の1/2を目安に。対価以外は一一般タクシーを参考に出来る

運送区域
 市町村の区域を運送の区域とする。旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること

輸送の安全・旅客の利便確保
 すべての事業所で運行管理の責任者必要
 運行前の安全運転のための確認は対面で実施する。代行者選任可

運転者の要件
 2種免許が有効な者
 1種免許2年間停止でない者で、大臣認定講習受講者
 セダン等はさらに
 介護福祉士
 大臣認定講習の受講者
 ケア輸送士従事者研修修了者
 ※人身事故等には適性診断を受診
 ※ 運行委託も同様の資格

運行管理の責任者の資格
 車両数5両以上の場合、次に該当する者
 旅客運行管理者資格者証所持
 運行管理者基礎講習修了
 安全運転管理者の資格
 運行管理の実務1年以上の経験
 ※全事業所で運行管理体制の整備

安全運転のための確認の実施記録

乗務記録
事故記録

運転者台帳
苦情処理簿

車内掲示
(運送者名称、運転者氏名、自動車登録番号、対価)

車両表示の実施
(名称・「有償運送車両」・登録番号)登録証の写しを備置

整備管理・事故・苦情処理体制の整備

損害賠償措置

運輸支局への報告
 輸送実績報告 ※年1回（福祉輸送の場合会員名簿を添付）
 事故報告 ※その都度



2. 公共交通空白地有償運送 施行規則・通達・公示

特定非営利活動法人等が過疎地域その他類似地域にて、特定非営利法人等の会員に対する輸送
 運営協議会で合意が必要 タクシー等公共交通機関では十分な輸送が確保できない

旅客の範囲
申請者団体の登録会員
 住民及びその親族
 日常生活に必要な用務を反復継続して行う者及びその同伴者

交通が著しく不便・交通手段確保が必要な地域
 ※当該地域を管轄する市町村長が認めることが前提
 (市町村長において、関係する運送事業者へ確認後、協議会への報告が必要)
 当該区域への来訪者又は滞在者（通勤・通学・通院等以外）

使用車両
 ○NPO法人等が所有する自動車
 ○ボランティア個人の持込みの自動車（運送者に使用権があるもの）
 バス 乗用自動車（やむを得ない場合のみ、乗用車以外可） 軽可

運送の区域
 市町村を単位
 発地又は着地のいずれかが運送の区域にあること
 協議会合意があれば、市町村の一部とすることも可能

輸送の安全・旅客の利便確保
運転者の要件
 2種免許が有効な者
 1種免許2年間停止でない者で、大臣認定講習受講者
 セダン等はさらに
 介護福祉士
 大臣認定講習の受講者
 ケア輸送士従事者研修修了者
 ※人身事故等には適性診断を受診

運行管理の責任者の資格
 車両数5両以上の場合、次に該当する者
 旅客運行管理者資格者証所持
 運行管理者基礎講習修了
 安全運転管理者の資格
 運行管理の実務1年以上の経験
 ※全事業所で運行管理体制の整備

帳簿等の整備
 旅客名簿 乗務記録
 運転者台帳 運転者証
 事故記録 苦情処理簿

自動車への表示
 ・運送者の名称
 ・「有償運送車両」の文字
 ・登録番号
 ○登録証の写しを車内に備置

旅客への明示等
 ・登録運送者であること。
 ・対価
 書面の提示・説明

その他の体制整備
 ・点呼（対面基本）の実施（代行者選任可）
 ・整備管理体制の整備
 ・事故・苦情処理体制の整備

損害賠償措置
 ◎任意保険の加入義務 別途告示
 対人8千万円、対物2百万円
 搭乗者もカバー
 有償旅客運送中もカバー

対価設定の考え方
 距離制 時間制 定額制
 燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内
 合理的な方法により定められ、旅客にとって明確
 営利に至らない範囲内
 ・設定基準
 ・適用方法
 により定める

運輸支局への報告
 ・輸送実績報告（年1回）
 ・事故報告（その都度）



3. 福祉有償運送 施行規則・通達・公示



特定非営利活動法人等が、交通移動困難者としてその特定非営利活動法人等の会員として加入している一定の範囲の者の輸送
運営協議会の合意が必要 乗車定員11人未満 **ドアツードア** の個別輸送が原則

旅客の範囲

申請者団体の登録会員

- 身体障害者手帳保有者
- 介護保険被保険者証保有者
- 要支援認定者・肢体不自由者・内部障害者・知的障害者・精神障害者（運営協議会で身体状況等、運送対象の確認が必要）
- ＜その他の障害を有する者＞
発達障害者（自閉症・学習障害者）

→ 送達者へ利用登録した者

・介助等を必要とする者であって、単独でバス・タクシー等が利用困難な者

・介助によらない移動が困難
・単独で公共交通機関の利用が困難な者

交通が著しく不便・交通手段確保が必要な地域

※当該地域を管轄する市町村長が認めることが前提
（関係する運送事業者へ確認後、協議会への報告が必要）

当該区域への来訪者及びその付添人

重複乗車・可

- 透析患者輸送
- 知的障害・精神障害の施設送迎輸送

使用車両

○法人等が所有する自動車、○ボランティア個人の持込みの自動車（運送者に使用権原があるもの）

寝台車・車いす車・兼用車・回転シート車

セダン等（貨物×） 軽自動車可 **バス×**

運送区域

市町村単位

発地又は着地のいずれかが運送の区域内

輸送の安全・旅客の利便確保

運転者の要件

- 2種免許が有効な者
- 1種免許2年間停止でない者で、大臣認定講習受講者
- セダン等はさらに
 - 介護福祉士
 - 大臣認定講習の受講者
 - ケア輸送士従事者研修修了者

※人身事故等には適性診断を受診

運行管理の責任者の資格

- 車両数5両以上の場合は、次に該当する者
- 旅客運行管理者資格者証所持
- 運行管理者基礎講習修了
- 安全運転管理者の資格
- 運行管理の実務1年以上の経験
- ※全事業所で運行管理体制の整備

損害賠償措置

◎任意保険の加入義務 別途告示

- 対人8千万円、対物2百万円
- 搭乗者もカバー
- 有償旅客運送中もカバー

帳簿等の整備

- 旅客名簿
- 乗務記録
- 運転者台帳
- 運転者証
- 事故記録
- 苦情処理簿

自動車への表示

- ・送達者の名称
- ・「有償運送車両」の文字
- ・登録番号
- 登録証の写しを車内に備置

旅客への明示等

- ・登録送達者であること。
- ・対価
- ・書面の提示・説明

その他の体制整備

- ・点呼（対面基本）の実施（代行者選任可）
- ・整備管理体制の整備
- ・事故・苦情処理体制の整備

対価設定の考え方

- 距離制
- 時間制
- 定額制

燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内
合理的な方法により定められ、旅客にとって明確
営利に至らない範囲内

・設定基準
・適用方法
により定める

選択 不調時は協議会合意

運輸支局への報告

- ・輸送実績報告（年1回）
- ・事故報告（その都度）

自家用有償旅客運送の手続き等



（市町村・特定非営利活動法人等）
自家用有償旅客運送者

